許可期間の延長について

1.許可期間延長の概要
 2.既に許可を受けている車両に関する手続き
 3.新たに許可を申請する車両に関する手続き
 4.その他



平成31年 4月 1日 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

🔮 国土交通省

1. 許可の有効期間の延長について

特殊車両通行許可について、事業者における許可の申請の事務負担の軽減 と許可事務の迅速化を図るため、平成31年4月1日より、当面の間、一定の要 件を満たす優良事業者の車両について、許可の有効期間を、これまでの最大2 年間から4年間(超重量・超寸法車両はこれまでの最大1年間から2年間)へと 延長します。

対象となる優良事業者の車両の要件は、以下とおりです。

① <u>業務支援用ETC2.0車載器を搭載し、登録を受けた車両であること</u> — 登録は申請支援システムより行うことができます。

② 違反履歴のない事業者の車両であること

- 当面の間、過去2年以内に違反(過積載による警告等)の履歴が存在しないことが必要です。
- ③ Gマーク認定事業所に所属する車両であること

平成31年4月1日以降、以上の要件を満たす全ての車両※の許可が対象となります。

※既に、これまでの2年間又は1年間以内の有効期間で許可を受けている車両について は、新たに登録の手続きが必要です。

(登録、許可申請の際の手続きについては次ページ以降で説明します。)



(参考)車両ごとの有効期間の区分

	許可期間		車両の通行の制限について(昭和五三年一二月一日 1 寸法				建設	省道交発第九	山六号)	道路局長通達
区分	優良 事業者	その他	幅高さ	ム 3.5m 4.3m 単 車 レ セミトレーラ		16.0m <u>17.0m</u> ※1、※2、※3	第1 協行人引車の後極の第四や心から単体の展面までの長さお5.8メートルな1.42メートルな1.5ので 前にあって11.8メーシル、3.2メートルな1.25.3メートルな1.42メートルな1.42メートル、 第2 教育を被行人引車の体化の体力には2.3ル「して提供する場合にあって11.7メートル。 そのもう場合的の地域での5.55.3メートルな1.42メートル、12メール、12メール 3.3メートルを読の自動で調整したとトレーブ連結なにあって11.3メートル、3.2メールな1.25.4メー トルボ海の回路(自然事業運動化とトレーブ連結なにあって11.3メートル、3.2メールは2.12.5メー トルボ海の回路(自然事業運動化とトレーブ連結なにあって11.3メートル、3.2メールに2.12.5メー トルボ海の回路(自然事業運動化とトレーブ連結なにあって11.3メートル、3.2メールに2.12.5メー トルボ海の回路(自然事業)になって11.7メートル、 ただし、自動事運動化とトレーブ連結なにあって11.3メートル、3.2メールに3.5メー ため、121.5メートルで加速なにあって11.3メートル、 ただし、121.5メートルで加速な13.5×12.5×12.5×12.5×12.5×12.5×12.5×12.5×12			
寸法又は重量が一定の 基準(右記別表参照) に掲げる数値のいずれ かを超える諸元の車両 (道路運送法による一 般旅客自動車運送事業 の用に供する車両を除 く)	2年以内	1 年以内	2 Righting d (m) 3.054<3.5 2 3.054<3.5 2 4.054<4.5 2 4.054<4.5 2 4.054<5.0 2 6.054<5.0 2 7.054<5.0 2 6.054<5.0 2 7.054<5.0 2 7.054 7.	Arin	M M	21.0m※4 C	第4日日下 ○○○二 ○○□ ○○□ ○○□ ○□ ○□ □ □ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□	のい学れた其他学生学校にとは感染する特徴にあった。 取り続けた男性が少した。 総合して、シストロントを発展した。 な会社学校研究が、学校の学校で、 の学校の学校、 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校 の学校	12300-1-5-4 支援制ETC20単義語。 支援制ETC20単義語。 支援項目として第に支援 支援項目について第二次 のののののである。 支援項目になった。 支援項目になった。 支援項目になった。 支援目にでのののである。 支援目にでののでののでののである。 支援目にでののでののでののである。 支援目にでののでののでののでのである。 支援目にでののでののでののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	が装着されたものであること なな国である のであること ご言葉を動いけってかれた仕様・ ロロサ行き 発達整体総選び (TESA ポットリズを準定する ポットリズを準定する のでのよう。
上記以外の車両	4 年以内	2年以内	$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	3.4 ELT 30.0 31.1 32.3 33.4 33.4 33.4 33.4 33.4 33.4 33.4	τ β2 β	$\begin{array}{c} \underline{R}\underline{\dot{\alpha}}\underline{\dot{m}}\underline{n}\\ \underline{d} (m)\\ \hline 10.0 \leq d < 10.5\\ \hline 10.5 \leq d < 11.0\\ \hline 11.0 \leq d < 11.5\\ \hline 11.5 \leq d < 12.0\\ \hline 12.0 \leq d < 12.5\\ \hline 12.5 \leq d < 12.5\\ \hline 13.5 \leq d < 13.5\\ \hline 13.5 \leq d < 14.0\\ \hline 14.0 \leq d < 14.5\\ \hline 14.5 \leq d < 15.0\\ \end{array}$	フルト (含むダ 35.0 36.2 37.4 38.7 39.9 41.1 42.3 43.5 44.8 46.0	$\begin{array}{c} \nu - \overline{\gamma} \\ \overline{\gamma} / \nu \chi) \\ \hline 18.0 \leq d < 18.5 \\ \hline 18.5 \leq d < 16.0 \\ \hline 18.0 \leq d < 18.5 \\ \hline 16.5 \leq d < 17.0 \\ \hline 17.0 \leq d < 17.5 \\ \hline 17.8 \leq d < 18.0 \\ \hline 18.0 \leq d < 18.5 \\ \hline 18.5 \leq d < 19.0 \\ \hline 19.0 \leq d < 19.8 \\ \hline 19.5 \leq d < 20.0 \\ \hline 20.0 \leq d \end{array}$	47.2 48.0 48.7 49.5 50.2 50.4 50.6 50.8 51.0 51.2 51.4	

(注) 軸重配分比は、小数点以下第2位を四捨五入したものとする。



既に許可を受けている車両
①ETC2.0の登録
(対象となる許可の特定、規約への同意等)
②違反履歴の確認
③Gマーク認定番号の届出
※全てシステム上の操作のみで可能。
※併せてトレーラの追加、経路の追加等を行いたいときは、別途許可(変更)の
申請が必要となります。

(注) 平成32年3月31日までに上記の手続きを行ってください。

 新たに許可を申請する車両

 ①ETC2.0の登録

 (規約への同意等)

 ②違反履歴の確認

 ※当面の間、違反履歴の確認画面を申請時に提出してください。(P14参照)

 ③Gマーク認定証の写しの届出

 ※申請時に提出してください。

 ④許可の申請



既に許可を受けている車両に関する手続き





【留意点】

- 既存の許可証の期間延長は、2020年3月31日までに手続して頂いたもの に限られますので、ご注意下さい。
- ② 許可データ更新のため、既存の許可の有効期限が終了する日の14日前までに手続を完了させてください。
- ③ 新たな許可証は発行されませんので、通行の際は、既存の許可証とP15に 記載される登録完了画面のキャプチャを携行してください。 ※取締りの際には、上記の提示をお願いします。
- ④ 既存の許可証の期間延長の対象は、Gマーク認定事業所で使用する車両 に限られますのでご注意ください。
- ⑤ 既存許可証の延長後に、変更・更新申請を行う場合には、既存許可証の発行窓口事務所に直接お問い合わせください。
- ※ 既存の許可証の期間延長の手続に関しては、手数料は発生しません。



申請支援システムにて既存許可の許可期間延長制度の利用登録(申し出)を行うことができます。

業務支援用ETC2.0車載器の登録と許可期間延長の利用登録
 ETC2.0車載器の登録時に利用する制度の登録ができます。

② 延長の条件登録

- − 下記の条件を満たしている場合に許可期間を延長の登録ができます。
 ●ETC2.0車載器を登録していること
 ●違反履歴がないこと
 - ●逞又履症かんいこと
 - ●Gマーク認定事業所であること
 - 登録内容をキャプチャし、通行の際に携行する必要があります。

2. 既に許可を受けている車両に関する手続き

【①】ETC2.0車載器の登録



🔮 国土交通省

2. 既に許可を受けている車両に関する手続き

【②】延長の条件登録







【留意点】 包括申請(一の申請で複数の車両の申請を行うもの)については、<u>申請す</u> $(\mathbf{1})$ る全ての車両が、業務支援用ETC2.0車載器の登録していること、違反履 歴がないことを満たす必要があります。 2 申請者名はGマーク認定事業所と同一の事業者名で申請する必要があり ます。※なお、更新申請を行う場合において、更新前の許可証の申請者名がGマーク認定事 業所と同一でない場合は、更新申請を行う際に、申請者名を修正の上、申請して下さい。 3 4月1日以降新たに申請し、許可期間延長を希望する場合は、申請支援シ ステムの一部が未対応であるため、当面の間、申請書作成状況一覧の許 可期間延長のメッセージが表示された「申請書作成状況一覧画面のキャプ チャ」を提出する必要があります。(P14以降参照)

- 許可期間延長制度を利用した新規の申請を行うためには以下の手順が必要 です。(超重量・超寸法は2年を1年に、4年を2年に読み替えてください。)
- ① 業務支援用ETC2.0車載器の登録
- ② 許可期間が2年の申請書を作成 一申請支援システムにて申請書入力時に通行期間を2年とする。
- ③ 許可期間が4年の申請が可能であるかを確認 一申請書作成状況一覧で確認を行い、 許可期間の延長が認められる場合には画面キャプチャを取得する。

④ 申請書を提出する

- ー下記の書類を添付する。
 - ③で取得した画面キャプチャ
 - Gマーク認定証の写し

【①】ETC2.0車載器の登録



【②】許可期間が2年の申請書を作成



🔮 国土交通省

【③】許可期間が4年又は2年の申請が可能であるかを確認

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。 申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作		
0016539178	平成31年03月11日 18時18分	作成完了	平成31年03月11日 18時18分		● 申請書	ダウンロード	
				EIC2.0の登録及び違反履歴の確認の結果、許可期間延長申請が可能です。 許可期間延長申請をする場合は、本画面を申請時に添付するとともに「Gマーク 認定書の写し」を添付してください	申請データ	ダウンロード 提出	
					算定結果	ダウンロード	

前画面へ戻る 経路図作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算定

このメッセージが出ていれば、許可期間4年(従来許可期間2年の場合)又は許可期間2年 (従来許可期間1年の場合)での申請が可能です。 申請する場合には、画面キャプチャを取得し、申請時に添付してください









4. その他

- 〇一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両の期間延長に つきましては、最大4年まで期間を延長することが可能です。
- ※ Gマーク認定証の代わりに一般旅客自動車運送事業の許可証の 写しを添付が必要となります。また、申請者名は一般旅客自動車運 送事業者の許可を受けた者と同一の名称で申請する必要がありま す。
- Oなお、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両の期間延 長の手続きが他の車両と異なるため、期間延長に関しては、道路管 理者の窓口までお問い合わせください。